

## 令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付金について

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、児童手当の所得制限限度額の範囲内の子育て世帯に対し、臨時特別給付金を支給することとなりました。

### 【対象児童】

- ①児童手当の支給対象児童（平成18年4月2日生まれ～令和4年3月31日生まれの児童）
- ②平成15年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれの児童（高校生等）
  - ※施設入所中の児童の給付金は施設に支給を行います。保護者には支給されません。
  - ※対象児童②のうち、すでに婚姻している方は給付の対象外です。

### 【給付金額】

対象児童1人につき現金10万円

### 【支給方法】

- ・申請不要の方
  - (1)令和3年9月分児童手当の対象児童（令和3年8月31日までに出生の児童）およびその支給対象児童と同一世帯の高校生等を養育している世帯
  - (2)令和3年10～11月分児童手当の対象児童（9月～10月に出生の児童）を養育している世帯  
→令和3年12月24日（金）に児童手当の口座に給付金を振り込みます。
- ・申請が必要な方
  - (1)平成15年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれの児童のみを養育している世帯
  - (2)令和3年11月以降に生まれた新生児のいる世帯（新生児分のみ別途申請が必要です）
    - ※既に出生届を提出済みの方には別途、ご案内を送付する予定です。
  - (3)武雄市に児童手当の口座が登録されていない世帯（公務員など）  
→申請書の提出後に所得要件等の審査を行い、対象となる方に給付金を支給いたします。  
※申請者および配偶者の所得がそれぞれ所得制限限度額の範囲内である必要があります。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市福祉課家庭支援係 TEL 0954-23-9216